

# チャレンジ機運醸成業務委託 仕様書

- 1 業務名 チャレンジ機運醸成業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から令和9年3月19日(金)まで
- 3 履行場所 指定場所

## 4 業務目的

本業務は、起業や新規事業にチャレンジすることの必要性や関心を持たせる機会を喚起し、挑戦する人材の創出に取り組むことで、新たに挑戦するプレイヤーが連鎖的に生まれる土壌づくりを行うため、次の状態を実現することを目的とする。

なお、本業務は単年度で起業件数や新規事業件数を増加させることのみを目的とするものではなく、挑戦に対する意識変容及び行動変容の土壌づくりを重視する。

- (1) 起業及び新規事業にチャレンジする人は「一部の特別な人が行うもの」ではなく、「自分にも関係のある選択肢の一つ」であると具体的にイメージできる状態をつくること。
- (2) 失敗やリスクに対する過度な不安を軽減し、小さな挑戦であれば試してみたいと感じられる心理的環境が醸成されている状態をつくること。
- (3) いきなり起業や新規事業を目指すのではなく、アイデア出し、社内提案、小規模な実践など、段階的に挑戦できるような認識および行動がなされている状態をつくること。

## 5 背景

本市では、新たな産業活力を生み出していくことが求められており、新たなアイデア、テクノロジーを活用したイノベーション創出を促進し、既存産業に革新をもたらす新規事業の創出やスタートアップを創出する取組みを推進している。

しかしながら、都市部に比べてロールモデルや起業経験者の不足等、スタートアップやイノベーション創出へのハードルが高いものと受け止められる傾向にあるため、新たな挑戦や交流の機会が限定的となっており、既存事業における参加人数は伸び悩み、参加メンバーの固定化により新たに挑戦するプレイヤーの裾野が広がらない状況となっている。

今後、地域経済に新たな活力を生み出すためには、地場企業の新分野・新事業への進出や新製品開発等の挑戦を促進することが不可欠であり、その担い手となる新たな人材の確保及び育成が必要となる。

そこで、これまでの取り組みに関心のなかった層に対し、起業や新規事業に必要な「挑戦」への心理的ハードルを下げるための機運醸成を図る事業を行う。

## 6 業務内容

### (1) 対象者

起業や新規事業に関心のなかった層や、一步踏み出せない社会人及び中高生や大学生など

### (2) 内容

以下について具体的に提案を行うこと。

区分	項目	内容
ア 情報発信の実施	目的	具体的な戦略を立案し情報の発信を行うことで、これまで起業や新規事業に関心のなかった層の意識変容を促すことを目的とする。
	企画例	①ノウハウ・知識の提供：アイデアの出し方、資金調達方法、挑戦のためのイノベーション・グローバルマインド等。 ②ロールモデルの紹介：長崎の起業家紹介、新規事業立ち上げに取り組む企業人の紹介等。
	特記事項	SNS や web サイトなどを利用し、誰でも気軽に閲覧できる内容・雰囲気とすること。
		起業や新規事業に挑戦する心理的ハードルを下げる工夫を凝らしたパンフレットの作成や、SNS・Web サイトの効果的な活用等による周知を実施すること。
		広報に必要な取材、取材先との調整、原稿文章の作成、写真撮影から広報全体のデザイン・編集・レイアウト、校正、印刷及び納品まで一貫して行うこと。
採用する各手法がどのような効果（認知拡大、意識変容、誘導等）をもたらすかという因果関係を論理的に明示し、有効性を測る指標を提案書に盛り込むこと。		
イ プログラムの実施	目的	具体的なキャリアの選択肢として一步踏み出すためのプログラムを実施することで、アの情報発信で得た関心を「自分事」へと昇華させることを目的とする。
	企画例	ロールモデル講話、課題解決ワークショップ、起業家インタビュー、起業家1日体験など。
	特記事項	規模：実施回数4回以上、参加定員各回20名以上を想定（効果的な事業設計が示される場合はこの限りではない）。 継続的な参加だけでなく、1回のみスポット参加も可とするなど、初めての層が気軽に参加しやすい柔軟な運用を検討すること

	専門用語や高度な知識を前提とせず、予備知識がない層でも興味を持てる、平易で親しみやすい内容とすること。
	企業・学校・支援機関等関係者との連携については、必要に応じ事前に調整を行うこと。
	情報発信及び告知用パンフレット作成のタイミング、内容、方法及び回数については、本市と協議の上すすめること。

### (3) 成果の評価と報告

#### ア 中間評価（令和8年10月末まで）と今後の事業への反映

令和8年10月末までに、それまでの事業進捗に対する中間評価を行い、評価に基づき修正が必要な事項は、同年11月以降の実施事業に速やかに反映させること。

また、これまでの成果と、今後のプログラム改善提案をまとめた「中間報告書」を提出すること。なお、提出時期については事業の進捗に応じて別途定めるものとする。

#### イ 事業終了後の成果報告

業務終了後、事業の概要および全期間の成果をまとめた「事業成果報告書」を提出すること。

中間報告での提案をさらに精査・更新し、プログラム改善に向けた具体的な提言を記載すること。

なお、アンケート調査等手法は問わないが、参加者が目的とする状態に至ったことを可視化できるよう成果として示すこと。

### (4) その他

情報発信及びプログラムの実施に資する独自の取組があれば、それぞれの取組との関連性を明確にしたうえで提案を行うこと。

## 7 事業実施準備業務・事業運営業務・その他業務

- (1) 受託者は、全ての業務について、委託者である長崎市（以下、「市」という。）と密に連絡を取り合い、協議相談しながら進め実施すること。
- (2) 事業全体のスケジュールについて可視化し、市や関係者と調整を行い、事業開始時及び市の求めに応じて提示すること。
- (3) 事業の実施に当たっては、各種情報収集を行い、コンプライアンスを遵守しつつ、得られた情報を広く公開し、事業の周知及び対象者への周知に努めること。また、得られた情報を活用し、より多くの参加が得られるよう内容を工夫するとともに、開催場所や時期、時間帯については、できるだけ対象者が参加しやすいよう工夫すること。

- (4) 各プログラムへの参加者について、事務局の役割を担い、管理等を行うこと。(参加者の把握、名簿作成・情報管理調整等)
- (5) 各プログラムの実施状況は、適宜写真や動画等で記録に残すこと。
- (6) 各プログラムに係る会場の確保、必要器材の準備、資料の印刷・配布、受付、司会進行、参加者との連絡など、事業の実施に必要な業務を行うこと。
- (7) 本市において作成する広報ホームページに係るデザインの素材提供や、受託者の知見を活かしたホームページ構成の提案などを通じて、本事業等のホームページの作成支援を行うこと。

## 8 業務責任者

業務の実施に先立ち、直接的かつ恒常的な雇用関係にある業務責任者を選任し、次の事項について契約締結時に書面をもって監督職員に通知すること。

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 経歴書
- (4) 受注者との雇用関係を証明する書類

## 9 その他注意事項

- (1) 本業務に付随して発生する成果物に関する著作権（著作権法 27 条に規定する権利を含む）は、全て市に帰属するものとする。
- (2) 業務実施に当たり、関係法令を必ず遵守するとともに、本市の責めに帰する事由を除き第三者に及ぼした損害については、責任をもって受託事業者が対応すること。
- (3) 受注者は、業務の進捗状況及び課題等について発注者に報告を行い、また、業務遂行に当たっての調整又は確認を行うため、随時打合せを実施すること。
- (4) 本書の詳細な内容、明記なき事項及び業務上発生した疑義については、発注者と協議の上業務を進めるものとする。
- (5) 受注者は、個人情報及び法人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務上知り得た情報等について、第三者に漏らすことの無いよう必要な措置を講じること。このことについて、業務委託期間終了後についても同様とする。
- (6) 受注者は以下の事由が発生したときは、発注者に対して速やかに届け出又は報告を行い、発注者の指示に従うこと。
  - ア 業務履行に際して事故、問題が発生したとき。
  - イ 発注者から届け出又は報告を求められたとき。
  - ウ 業務履行に際して大幅な変更があるとき。

(7) 一括再委託の禁止

ア 業務の履行に当たって、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

イ 前号に掲げるもの以外について再委託を行おうとする場合、あらかじめ書面により発注者に提出し、承諾を得なければならない。

ウ 前号の書面の内容に変更がある場合、事前に変更の届出を提出し、承諾を得なければならない。

(8) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められるものについては、発注者と協議のうえ実施すること。

(9) 本仕様書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

**10 業務内容にかかる協議**

本仕様書に関し、疑義が生じたときは、両者協議のうえ決定するものとする。

**11 担当**

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所本庁舎14階）

長崎市経済産業部新産業推進課（担当 本田）

TEL：095-829-1273 FAX：095-829-1151